

# 新 旧 対 照 表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地の割賦分譲及び貸付けに関する規則</p> <p>宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地の割賦分譲及び貸付けに関する規則をここに公布する。</p> <p style="text-align: center;">○宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地の割賦分譲及び貸付けに関する規則 (平成13年10月26日規則第166号) 改正 平成16年6月18日規則第76号</p> <p style="text-align: center;">宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地の割賦分譲及び貸付けに関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地（以下「宿毛湾港工業流通団地」という。）の分譲のうちその対価の支払が割賦支払の方法によるもの（以下「割賦分譲」という。）及び貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(割賦分譲)</p> <p>第2条 宿毛湾港工業流通団地の割賦分譲をする場合は、支払期間を10年以内とし、割賦代金のほか即納金及び延納金を徴収する。</p> <p>2 前項の即納金の額は、当該宿毛湾港工業流通団地に建設する建築物の撤去に要する費用として知事が認めた額（次条第3項において「建築物撤去費用の額」という。）とする。</p> <p>3 第1項の延納金の額は、1年につき、当該宿毛湾港工業流通団地を分譲する場合の分譲の対価（次条第2項において「分譲の対価」という。）の1パーセントに相当する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(貸付け)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3条 宿毛湾港工業流通団地を貸し付ける場合は、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に規定する借地権を設定するものとし、貸付料のほか契約保証金を徴収する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 前項の貸付料の年額は、分譲の対価の4パーセントに相当する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>3 第1項の契約保証金の額は、建築物撤去費用の額に前項の貸付料の年額を加えて得た額とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか、宿毛湾港工業流通団地の割賦分譲及び貸付けに関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成16年6月18日規則第76号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（令和4年9月9日規則第41号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地の割賦分譲に関する規則</p> <p>宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地の割賦分譲に関する規則をここに公布する。</p> <p style="text-align: center;">○宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地の割賦分譲に関する規則 (平成13年10月26日規則第166号) 改正 平成16年6月18日規則第76号</p> <p style="text-align: center;">宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地の割賦分譲に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、宿毛湾港池島地区の工業用地及び港湾関連用地（以下「宿毛湾港工業流通団地」という。）の分譲のうち、その対価の支払が割賦支払の方法によるもの（以下「割賦分譲」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(割賦分譲)</p> <p>第2条 宿毛湾港工業流通団地の割賦分譲をする場合は、支払期間を10年以内とし、割賦代金のほか即納金及び延納金を徴収する。</p> <p>2 前項の即納金の額は、当該宿毛湾港工業流通団地に建設する建築物の撤去に要する費用として知事が認めた額とする。</p> <p>3 第1項の延納金の額は、1年につき分譲の対価の1パーセントに相当する額とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この規則に定めるもののほか、宿毛湾港工業流通団地の割賦分譲に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成16年6月18日規則第76号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>